

訴 状

平成19年2月13日

大阪地方裁判所 御中

補助金支出差止め請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 大阪府知事 齋藤房江

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

電話 06-6941-0351

FAX 06-6944-1010

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告大阪府知事は、和泉市に対する平成18年度和泉市土地開発公社健全化事業に関する補助金の支出を差止めよ。
- 2 被告大阪府知事が前項の行為を行ったときは、被告大阪府知事は、齋藤房江に対し、金700万円(支出した金員に相当する額)の損害賠償請求をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、大阪府の住民である。
- 2 被告齋藤房江は、大阪府の知事である。

第2 本件訴訟の意義について

和泉市民にとって、大阪府より補助金を受けることは歳入の増大に繋がり歓迎すべきことである。しかしながら、本件補助金の支出の目的は大阪府と和泉市の不透明な土地取引に起因する後始末を行おうとするもので、その様な目的に補助金の支出を行うことは法治主義に違反するものである。更にこの様な補助金支出はこの不透明な土地取引をことさら湖塗する結果にもつながる。

大阪府が引き取り義務を有し、それを履行しないことにより金利補填が必要なら、

それは大阪府の和泉市に対する債務であり、この履行として金利負担相当分を支出すべきである。又そうであれば大阪府は本件に関する土地を早期に買い上げるのが本筋である

第3 和泉市への市町村振興補助金の支出

1 補助金の支出予定

和泉市の平成18年度補正予算において、平成18年度和泉市に対する市町村振興補助金当初20,000千円に対し、和泉市土地開発公社健全化事業に関する補助金7,000千円の増額補正が可決されている。

この補正予算は和泉市と大阪府の事前調整において、和泉市が大阪府の内諾を得て補正予算の歳入に計上したものである。大阪府では年度内に正式決済の後、19年5月頃支出予定である。(甲第3号証 補正予算明細書参照)

2 補助金支出の蓋然性について

前記補助金は、大阪府と調整後大阪府の内諾を得て、和泉市の補正予算に計上されたもので、その趣旨の答弁を、和泉市の常任委員会や一般質問で理事者が答弁している。(甲第4号証 公開決定通知書、甲第5号証 本件補助金の事前申請書、甲第6号証 総務文教委員会議事録参照)

従って、これら補助金が支出される事が相当の確実性を持って予測される。

3 補助金支出の違法性

ア 大阪府市町村振興補助金と本件補助対象事業

大阪府市町村振興補助金交付要綱第1条には

府は市町村の自立的な行財政運営を支援する見地から、府内市町村の特性を踏まえた上で、地方分権の推進、行財政改革、広域行政への取組を促進するため、補助金を交付する。

同第2条には

補助金交付の対象となる事業は、市町村が策定する計画に基づいて行われる次に掲げる公共施設の整備事業等で、……以下略

となっている。(甲第7号証 補助金交付要綱参照)

又、本件補助対象事業は、交付要綱の(補助対象)第2条における(2)の行財政改革の促進に関する事業とされている。

イ 本件補助対象事業の目的

この補助を受けた和泉市はこれを和泉市土地開発公社の経営健全化を目的として、同公社に補助する予定である。補助の目的は大阪府の依頼で取得しながら未だ買上がなされない弥生博物館横の用地(文化財整備事業用地:和泉市池上町190-1他4469.40㎡)に関し、金利負担で土地開発公社の帳簿価格が上昇するのを抑えるためである。

これは和泉市の大阪府当への事前申請書で明らかであり、議会でも理事者がその趣旨の答弁をしている。(甲第4号証、甲第5号証、甲第6号証 参照)

ウ 和泉市土地開発公社の経営健全化の為か

本件補助申請は土地開発公社の経営健全化支援事業としてなされているが、和泉市と和泉市土地開発公社間の取り決めで、和泉市がこの土地を公社から取得するときは、帳簿価格に手数料を加えて買い上げることになっている。従って土地開発公社の帳簿価格が上昇しても、公社にとっては何ら影響を及ぼさないことになり、和泉市の土地取得価格に影響することになる。

よって、今回の補助金の実質目的は公社の経営健全化支援では無く、和泉市本体への財政支援に他ならない。

エ 補助金支出目的違反

本来この補助金の目的である行財政改革の促進に関する事業とは、補助する市町村の行財政改革に資する事業に対するものである。例えば過去和泉市に支出したコンビニでの税金収納事業に関し補助し、歳入の改善を図る等の行財政の体質の改善や基盤整備に関わる事業に補助するものである。(甲第8号証 補助金交付申請書参照)

更に、前述した要綱第2条には対象事業として、公共施設の整備事業とされており、具体的な施設事業に関して補助するものである。

ところが今回の補助金支出の目的は以下にその経緯の詳細を述べるが、大阪府が買上を約束した土地を買上が出来ない事による金利補填であり、具体的事業を伴わない単なる和泉市への財政支援は、大阪府市町村振興補助金の交付要綱を逸脱するものであり違法である。土地開発公社の健全化には、本件土地のようないわゆる塩漬け土地を適切に処分することであり、金利補填は何ら基本的解決に資するものではない。

又、要綱に反して補助金を支出することが違法との下記の判決もある。

< 判決 事件番号:平成13年(行ウ)第12号事件名 :同和補助金違法支出返還請求裁判所 :京都地方裁判所 判決日 :平成17年2月24日 >

助成要綱が補助金支出の要件を具体的に定めている以上、助成要綱に規定されている事業に該当しない事業に対する助成及び助成要綱に定める限度を超える助成については、もはや、その合理性があるとはいえず、裁量の範囲を逸脱した違法な公金の支出というべきである。

オ 裁量権の逸脱

本件補助金の支出は、その裁量の範囲を逸脱した違法な支出である。

補助金の支出に関し、その裁量権に関する判断で、以下の判例がある。

平成13年1月17日 横浜地裁 平成6年(行ウ)第31号 公金支出差止請求事件
で

地方自治法232条の2は、地方公共団体が補助金を交付する場合に、公益上の必要性があることを要するとしている。この公益上の必要性の有無については、第一次的には、当該地方公共団体の議会や首長の裁量的な判断に委ねられていると解すべきである。

そして、地方公共団体の議会や首長が補助金交付の際に行った公益上の必要性があるとの判断に裁量権の逸脱又は濫用があるか否かは、特に本件のような地方公共団体が行う事業に対する支出については、当該補助金交付の目的と効果、政策の優先順位、地方公共団体の財政事情、事業内容の適否等諸般の事情を考慮して、これを決すべきものである。

とされているが、本件にあてはめれば、当該補助金支出は補助金の目的に反し、又行財政改革に資するところもなく、大阪府が危機的財政の現状を考えると容易に補助が行われる状況にない事などを考慮すると裁量権の逸脱は明らかである。

第4 本件補助の背景

1 本件土地取得の経緯

本件土地は大阪府の事業用地であり、本来は大阪府が取得すべきであるが、関連土地が住宅用地として買収される可能性がある等の理由で、緊急に取得する必要が生じ大阪府に代わって和泉市が土地開発公社に先行取得させた。

(甲第9号証 和泉市市議会議事録参照)

この事を確認するため、大阪府と和泉市が確認書を交わした。(H8.3.28付け)

そこには

- ・大阪府が買い取りを要請したときは和泉市は遅滞なくこれに応じる。
- ・これに関する協議は遅くとも池上曽根遺跡にかかる古代ロマン再生事業の最終年度を目途とする。
- ・買上価格は実勢価格に基づく

とあり、大阪府の買上を前提とした取得であることは明らかである。

(甲第10号証 確認書参照)

更に和泉市の確認書の決済文には「和泉市教育委員会が取得し、その後大阪府教育委員会に有償譲渡することで合意しましたので…」とあり、又平成16年及び17年の和泉市市議会定例会での小林昌子市議の「本当に大阪府の依頼で取得したのか」の質問に、度々「大阪府の依頼で取得」と答弁している。(甲第11号証 確認書決済伺い参照)

当時大阪府教育委員会と協議し、確認書の記名人である元和泉市教育委員会大塚次長の事情聴取で、大阪府が買い上げる前提で和泉市が先行取得した事を発言している。(甲第12号証 元職員大塚氏への事情聴取報告書参照)

2 大阪府の買上義務について

確認書はその内容からして明らかに大阪府がこれを買上げることを約したものである。法的には大阪府と和泉市間の売買の予約であり、大阪府が引き取り義務を有している事に疑いはない。

その証拠に買上時期を経過後、大阪府は本件用地を駐車場用地として利用する事とし、その利用料を和泉市土地開発公社に支払っている。この額は当初は金利負担相当分で、年間僅かの日数しか利用しないにしては高額に過ぎ、期日が到来しているにも拘わらず、買上できない代償として支払っていることは明白で、大阪府はその点からしても本件土地の買上義務を有していると認識していることは明らかである。

3 大阪府が金利分を補填しなければならない理由

和泉市は本件土地を土地開発公社より、買い取り価格に金利その他の管理費を含めた価格で買い取らねばならない契約となっている。従って、買い取りが遅れれば遅れるほど金利負担分で、和泉市の買い上げ価格は上昇する。

一方大阪府と和泉市の確認書では、大阪府の買上価格は実勢価格での買い取りとなっている為、金利分は和泉市の負担となり、これを回避するため和泉市は早期買

上を要請すると共に、金利負担分の補填を大阪府に要請している。

これに対し、前述したように大阪府はこの用地を大型バスの駐車場に活用することにし、駐車場代を和泉市土地開発公社に支払っている。しかし、これでは金利負担の全てを賄うことが出来ないため、今回の補助金での補填となった。

4 当該土地の取得の必要性について

当該土地は和泉市の平成16年議会答弁で「史跡公園、弥生文化博物館とあわせまして、池上曾根遺跡と弥生文化を学習できる場といたしまして、一体化した活用を図っていききたい。そしてまた、このことで周辺の景観も整備していけるということがございました」と当時和泉市教育委員会の大谷理事が答弁している。

大阪府や和泉市に本件土地に関する情報公開を請求したところ、この学習センターに関する事業計画に関するものは存在せず、あれば好ましい程度の目的で8億円を超える土地を取得する事は余りにずさんと言える。

史跡公園と一体化するという点についても、本件土地と史跡公園の間には多くの民有地があり、本件土地を取得すれば実現できるというものでもない。

このような明確な事業計画の無い状態で巨額の土地を先行取得することは、これの取得を和泉市と協議決定した大阪府教育委員会の裁量の範囲を超えたものといわざるを得ない。(甲第13号証 公文書不存在通知、甲第14号証 不存在による非公開通知参照)

又本件土地が住宅として転売されるという緊急事態があり、これを先行取得したと言うが、本件土地は史跡に隣接しているため、開発にあたっては史跡調査等通常の住宅地と異なる要素もあり、その様な土地が住宅地として転売される計画又は可能性が現に存在したかどうか疑わしい。事実その様な事態を受けて協議した文書も存在しない。(甲第15号証 情報公開公文書不存在通知参照)

更に本件土地購入時期はバブルがはじけて商業地では毎年20%近くも土地が値下がりしている時代であり、この様な土地を土地開発公社に先行取得させる必然性

は全く存在しない。(甲第16号証 地価の動向参照)

5 不透明な土地取引

先に述べた確認書の存在を一昨年8月まで大阪府も和泉市も一切否定していた。

和泉市の議会答弁では全て口約束で行ったもので文書等は一切無い。府との信頼関係で行ってきたものであると答弁していた。当時確認書を起案した和泉市の担当者は現在も和泉市教育委員会に在籍し、且つこれを決済した和泉市稲田前市長もその答弁を認めていた。この様な8億円を超える土地取引についての重要な資料の存在を忘れていたとは到底考えられなく、大阪府教育委員会についても同様である。

更に和泉市の債務負担行為を記したH8年の予算書(企画財政保有)に確認書がある旨メモがあり、和泉市教育委員会関係者以外にもこの存在を承知していた。この事は確認書の存在を役所ぐるみで隠匿していた可能性すら否定できない。

第5 補助金の支出が行われたときの相手方齋藤房江の責任

相手方齋藤房江は大阪府知事として、大阪府を統括し、大阪府の事務を自らの責任と判断において、誠実に管理し執行する義務を負うものであるから(地方自治法138条の2、147条、148条)、大阪府に対し、善良なる管理者の注意義務をもって職務執行にあたる義務を負っている。

ところで、本件違法な補助金の支出は大阪府の損害となり、これを行った相手方齋藤房江の行為は前記善管義務違反に当たり、大阪府に対し損害賠償責任を負う。

第6 監査請求

原告は平成18年12月19日付けで、前記の違法な補助金の支出の差し止めを求めて、大阪府監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成19年1月30日付けで大阪府監査委員より却下の通知を受けた。

この監査請求は、適法な請求であり、適法な監査請求を却下したときは監査請求が前置されたとして住民訴訟ができることから、本訴に及んだ。

(甲第1号証住民監査請求について通知、甲第2号証 大阪府職員措置請求書参照)

第7 結論

上記の通り、原告は、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告に対し和泉市に対する平成18年度市町村振興補助金の追加として支出が予定されている和泉市土地開発公社健全化事業に関する補助金の支出の差し止めを求めるものである。

更に、補助金の支出が行われた時は、その支出相当の金員700万円について、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告に対し齋藤房江に損害賠償請求を行うことを求めるものである。

以上